

～ 快適な潤いのある住環境を目指して～

# 鳴門市の下水道



残してあげたい……

子どもころ遊んだ川や海をずっと残してあげたい。誰もがそう思っているはずなのに、いつのまにか自分たちの手で川や海を汚してしまっているなんてあまり信じたくないことです。でも、いまのままでは解決できそうもないのです。

徳島県鳴門市

## はじめに

ふだん生活するために流れ出た汚水はいったいどうなっているのでしょうか。

トイレで流した水、食器を洗った水、洗濯して泡だらけになって流した水はいったいどこへ消えていくのでしょうか。

これらの水は、側溝や川にそのまま放流されてしまい、川や海を汚す原因となっています。一度よごれてしまった水をもとに戻すのはたいへんなことです。

そこで、私たちはもう一度

### “潤いのある水環境”

を取り戻し、次の世代に残していかなければなりません。

そのために、まず、「私たちが使って汚した水は、私たちの責任できれいによりがえらせて自然に戻そう。」との思いから下水道の整備に取り組んでいます。

## 目 次

下水道のやくわり	1
下水道のしくみ	2
下水道使用までの手順	3
「公共汚水ます」の設置申請	4
受益者負担金	5
排水設備の設置	8
排水設備工事の申し込みから完成まで	11
下水道普及促進対策助成制度	12
浄化槽雨水貯留施設転用助成制度	13
下水道使用料	14
下水道の正しい使い方	16
下水道Q & A	18
計画区域内で新築・増改築をされる方へ	20
下水道の計画	21

# 下水道のやくわり

## 街が清潔になります

生活排水が側溝や川に流れなくなるので、悪臭やハエ、蚊などの発生が少なくなり、生活環境がよくなります。

裸足で川に入れるね



## トイレが水洗化されます

清潔で快適な水洗トイレが浄化槽なしで使えるようになります。子供やお年寄りも安心してトイレを使うことができ、悪臭に悩まされることがなくなります。

臭くないし、ハエも少なくなって衛生的になったね



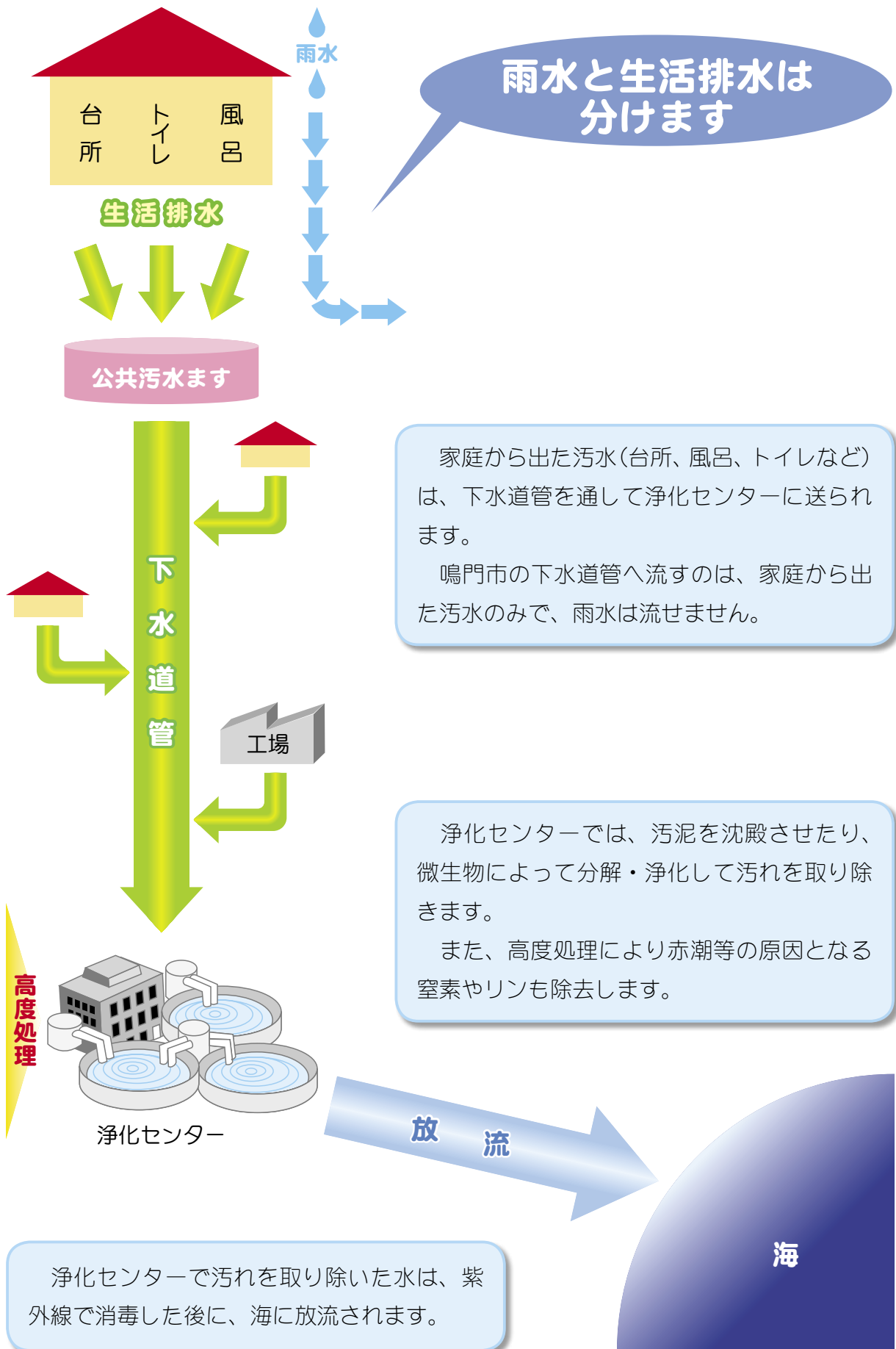
## 海や川がよみがえります

汚れた水は、きれいにしてから海にかえすため、川や海の水を汚さずに、美しい自然が守られます。

トイレが清潔で気持ちいいね



# 下水道のしくみ



# 下水道使用までの手順

## 使用までの手順

下水道工事

公共汚水ますの設置

供用開始

下水道への接続は遅滞なく  
(くみとりトイレは3年以内に水洗化)

排水設備工事

下水道使用可能

### 公共汚水ますの設置(鳴門市)

公共汚水ますの設置は、「公共汚水ます等設置申請書」で公共汚水ますの位置を確認し、施工します。

### 供用開始の告示

下水道が使用できるようになる日(供用開始日)を告示します。

### 排水設備の設置(個人)

各家庭からの汚水を下水道に流すために、排水設備の設置をお願いします。

下水道を使い始めると、使用水量に応じて「下水道使用料」の納付をお願いします。

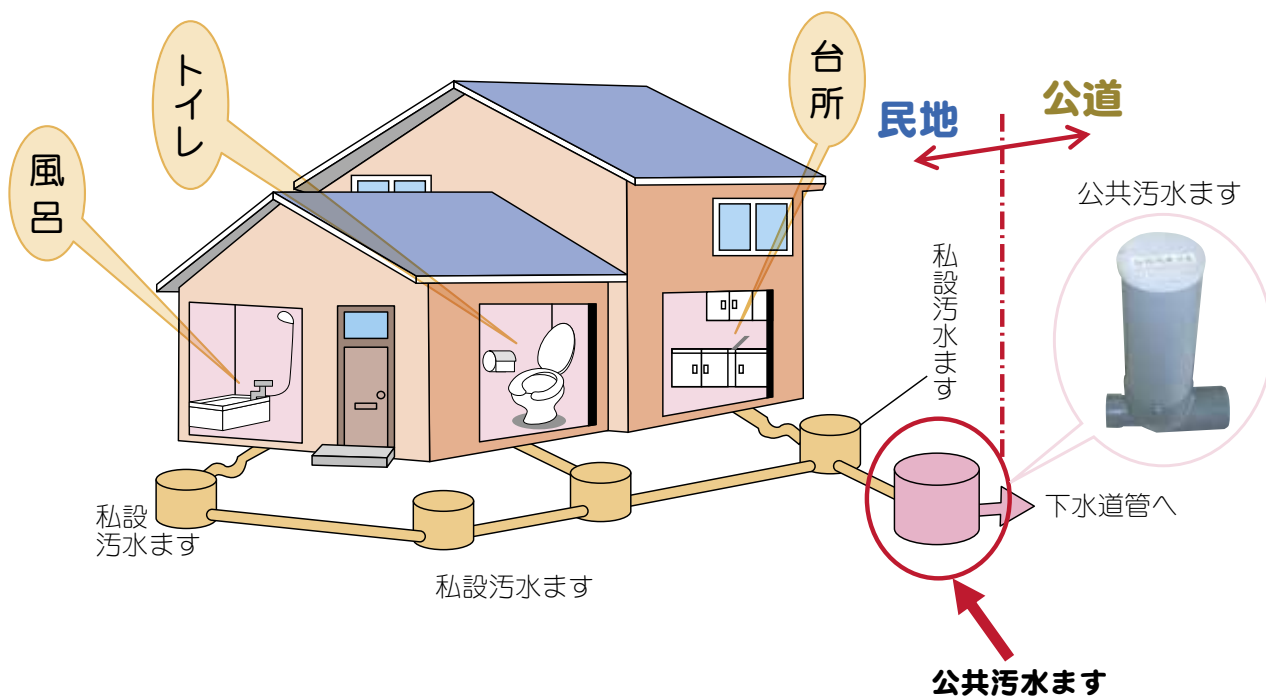
# 「公共汚水ます」の設置申請

## 『公共汚水ます』とは

「公共汚水ます」は、道路に埋設した「下水道管」と各家庭の「排水設備」とを接続するための「ます」です。

道路下に下水道管を埋設する工事と合わせて、敷地境界から1m以内の宅地内に市が設置し、管理します。

注) 個人負担になる場合もあります。



## ●公共汚水ます設置申請の方法

### 申請書の説明



市が「公共汚水ます等設置申請書」にて説明を行い、申請書をお渡しします。

### 申請書提出

#### 申請書の提出

「公共汚水ます等設置申請書」を決められた期間内に、提出してください。  
「公共汚水ます」の設置位置は、十分検討して決めてください。

### 現地確認

#### 現地の確認

下水道管を埋設する工事業者が「公共汚水ます」の設置場所を現地で確認しますので、立会いをお願いします。



# 受益者負担金

## 1. 下水道事業受益者負担金とは

下水道が整備されると、家庭などから流される排水はすべて下水道管を通して排除され、汚水のよどみがなくなり害虫や嫌な臭いの発生を防ぎ、地域環境が良くなります。

そのため、下水道の整備により、汚水を排除できるようになる地域に土地を所有されている方に、建設費の一部として受益者負担金を負担していただくことにしています。

**受益者負担金は、一度だけ納めていただきます。**

**下水道への接続や公共汚水ますの設置の有無に関わらず負担していただくことになります。**

## 2. 受益者負担金の対象となる土地

下水道を整備する区域内のすべての土地(宅地、田、畑など)が、受益者負担金の対象となりますが、減免や徴収猶予制度もあります。

## 3. 受益者負担金の減免対象

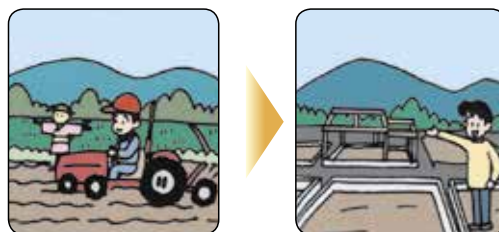
- 学校、幼稚園など
- 消防施設等の敷地など
- 公道に準じる私道など
- 墓地、境内地など
- 生活保護受給者など

**受益者負担金減免申請が必要です。**

## 4. 受益者負担金の徴収猶予

- 係争している土地など
- 災害や事故などにより罹災された方や、世帯全員が高齢者または障がい者で、かつ低所得(一定の条件があります)である場合など
- 公簿による田、畑、原野、池沼、山林など
- その他、猶予の必要があると認められると判断された土地など

**受益者負担金徴収猶予申請が必要です。**



田、畑等  
宅地化  
宅地化されるまで申請により猶予も可能です

## 5. 受益者負担金を納めていただく方(受益者)

下水道が整備された区域内に土地を所有している方が受益者となります。

ただし、その土地が地上権、質権、使用貸借、賃貸借による権利の目的になっている場合は、土地の所有者と地上権等の権利を持っている方が協議し、当該土地の受益者を決めていただくこともできます。(一時使用のために設定された権利を除く。)

受益者は、土地所有者と関係権利者の申告によって決定します。

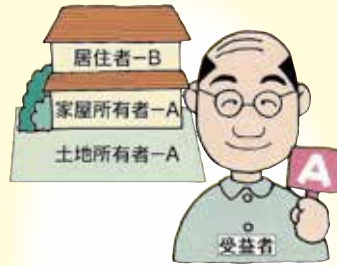
※アパート、借家に住んでいる方は家主さん等の土地に権利をもつ方が受益者になります。

## 受益者の参考例



自分の土地に家を所有し、  
住んでいる場合

**A**



借家・アパート(賃貸)・  
間借りの場合

**A**



借地の土地に自分で家を  
建て、住んでいる場合

**A** か **B**

[※**A**と**B**は相互で  
協議してください。]

## 6. 受益者負担金の額

土地の面積 1㎡あたりにつき**270円**です。

負担金は、その土地に **一度限り賦課** されるものです。

**計算例** 165㎡(約50坪)の場合 …… 270円 × 165㎡ ≒ 44,500円

算定する面積が1㎡未満の端数及び負担金の算出した額が100円未満の場合は切り捨てます。

受益者負担金は……  
270円 × 土地面積(㎡)

## 7. 受益者負担金の納付方法

「分割納付」か「一括納付」があります。

**計算例** 165㎡(約50坪)の場合 …… 270円 × 165㎡ ≒ 44,500円

**分割納付** 5年分割(年4期)の20回に分けて納めていただきます。



(単位：円)

	期別	第1期	第2期	第3期	第4期	年計
	年度別	(7月)	(9月)	(11月)	(1月)	
20 回 払 い	1年目	2,700	2,200	2,200	2,200	9,300
	2年目	2,200	2,200	2,200	2,200	8,800
	3年目	2,200	2,200	2,200	2,200	8,800
	4年目	2,200	2,200	2,200	2,200	8,800
	5年目	2,200	2,200	2,200	2,200	8,800



**一括納付** 一括納付の場合、一括納付奨励金を差し引いた金額を納めていただきます。

$$\text{受益者負担金額} - \text{一括納付奨励金} = \text{納付額(実際に納める額)}$$

※一括納付奨励金とは、受益者が初年度の第1期に負担金を全額納めたときに、負担金の額に5/100を乗じた額を一括納付奨励金として交付するものです

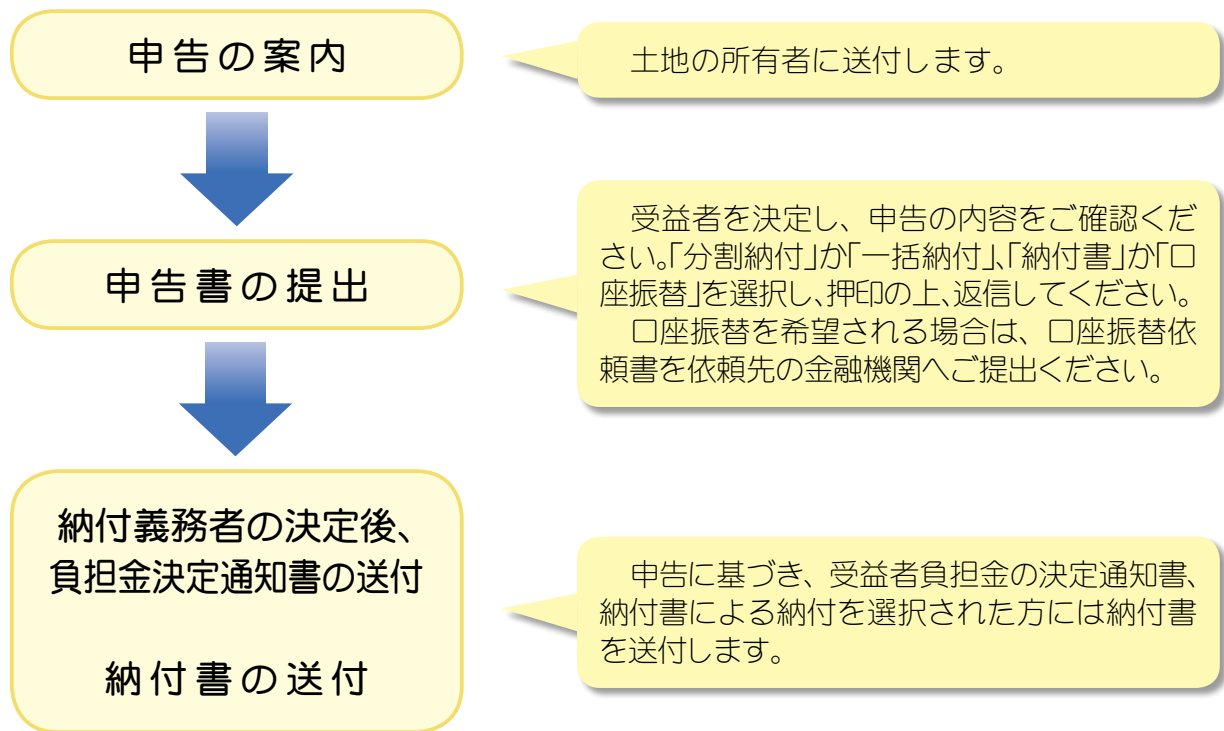
**計算例** 上の計算例で1年目の第1期に一括納付した場合(5/100が一括納付奨励金の割合)

※一括納付奨励金の算出方法は、 $44,500 \times 5/100 = 2,225$ 円となり、100円未満は切り捨てて、2,200円の一括納付奨励金となります。

一括払い

$$44,500\text{円} - \begin{matrix} \text{(一括納付奨励金)} \\ 2,200\text{円} \end{matrix} = 42,300\text{円}$$

## 8. 受益者負担金の申告から納付まで



## 9. 土地の面積別受益者負担金早見表

(単位：円)

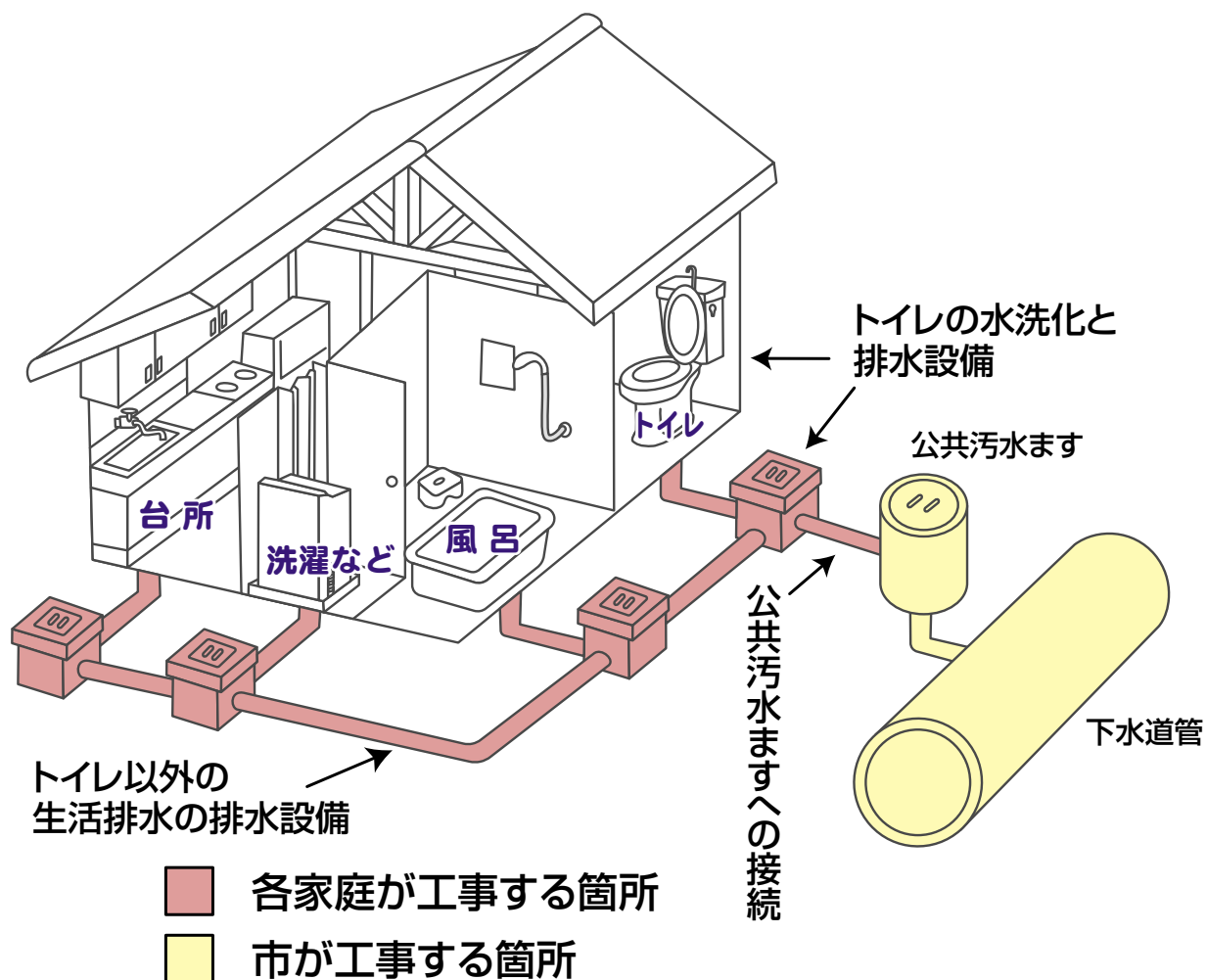
面積 (坪)	100㎡ (約30坪)	132㎡ (約40坪)	165㎡ (約50坪)	198㎡ (約60坪)
受益者負担金額	27,000	35,600	44,500	53,400

# 排水設備の設置

## 『排水設備』とは

各家庭から出る汚水を下水道管へ流すための「排水管」や「汚水ます」などのことをいいます。

これらの「排水設備」は、各家庭の敷地内に個人の費用で設置し、補修・点検などの管理をしていただきます。



供用開始

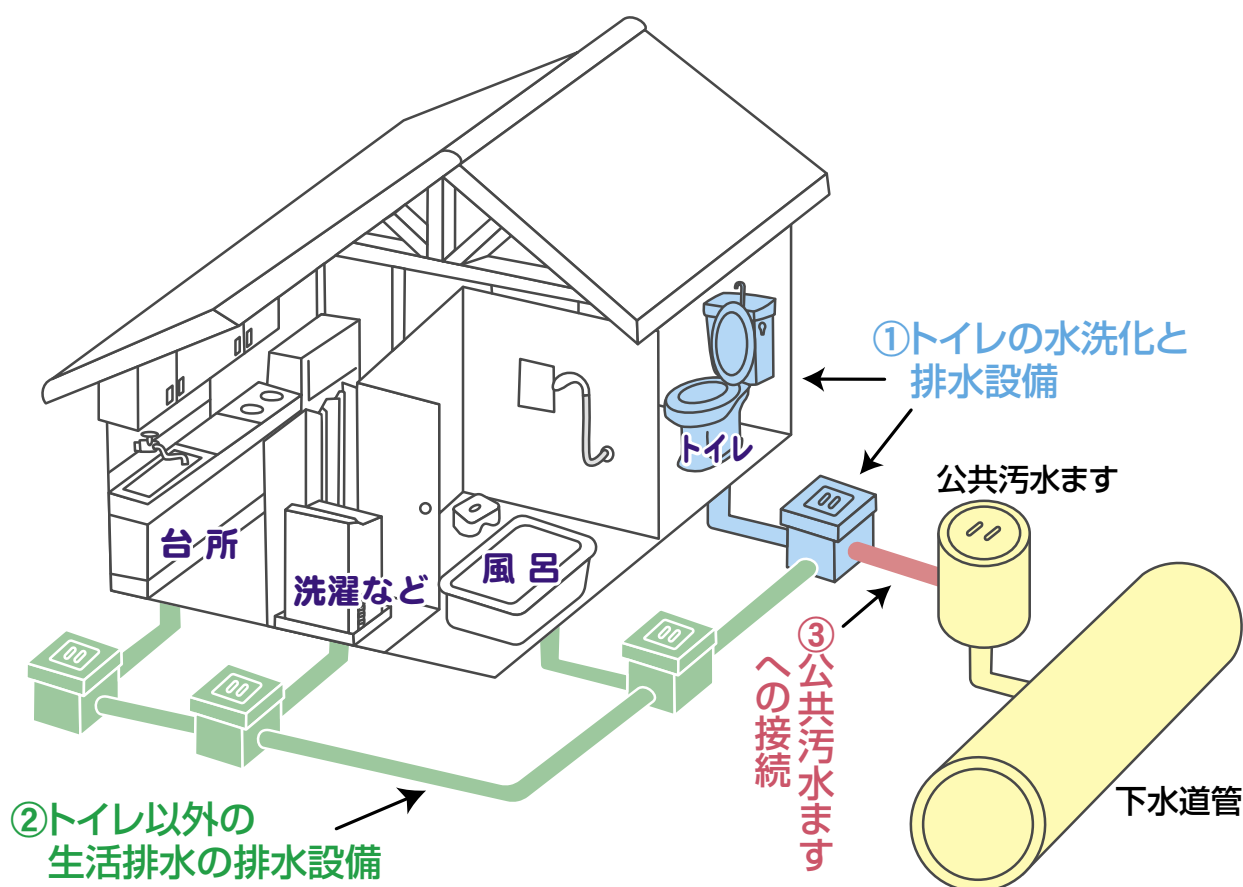
下水道を使用できるようになる日「供用開始日」とその区域「処理区域」などを市役所の掲示板や文書の郵送などでお知らせします。

排水設備工事

処理区域となったご家庭は、下水道が使用できるようになります。各家庭から出る汚水は遅滞なく公共汚水ますに接続していただきます。

またくみとりトイレは3年以内に水洗トイレに改造していただくこととなります。

## 排水設備(改造工事)の工事例



現在 くみとりトイレの場合 … ①+②+③  
 単独浄化槽の場合 … ②+③  
 合併浄化槽の場合 … ③  
 )が必要になります

くみとりトイレの場合は、①青色部分の、トイレの水洗化と排水設備工事。  
 ②緑色部分の、トイレ以外の生活排水の排水設備工事。そして、③赤色部分の、  
 公共汚水ますへの接続工事が必要になります。

次に、現在、単独浄化槽をご使用の場合は、②の緑色部分と③の赤色部分の  
 工事が必要になります。

また、合併浄化槽をご使用の場合は、③の赤色部分の工事が必要になります。  
 この時、単独浄化槽又は合併浄化槽は、廃止していただきます。

## 排水設備工事について

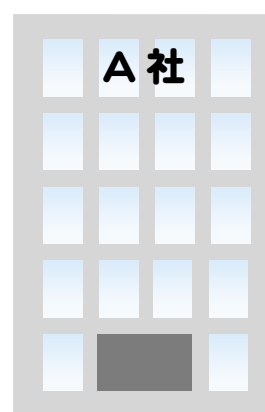
工事費は、敷地や建物の大きさ、あるいは、トイレ、台所、風呂場などの位置、くみとりトイレの改造の程度などによって変わりますので、指定工事店に見積りを依頼し、確認のうえ、十分に打ち合わせを行ってから契約してください。

### 数社からの見積り



検討

### 決定



## 店舗・事業所では

店舗・事業所などから排出される汚水の中には、下水道管を傷めたり、汚水処理の妨げとなる物質を含んでいる場合があります。

このような汚水の発生が想定される下記の店舗・事業所には、**下水道管に流れ込む前に阻集器等を設置し、物質を処理してください。**

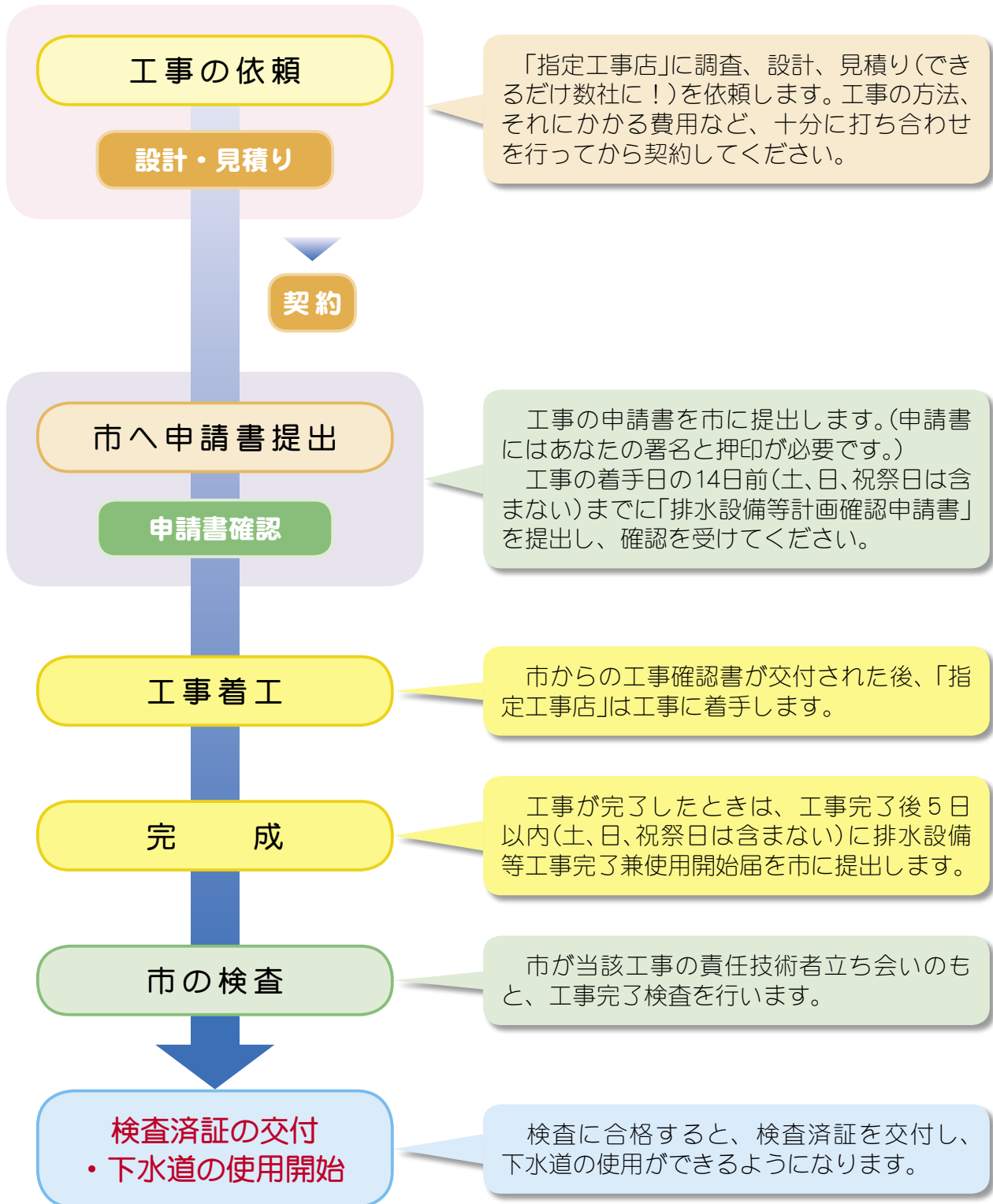
阻集器の種類		処理物質	主な対象事業所
オイル阻集器	ガソリン・油類を阻集器の中で水面に浮かべて集める装置	油 類	駐車場、自動車整備工場、ガソリンスタンドなど
グリース阻集器	排水に含まれる油脂を水と分離して集める装置	油 調 理 ぐ ず	飲食店、レストラン、ホテル、弁当店など
サンド阻集器	土砂・セメント等重い物質を沈殿させ集める装置	石 石 粉 塊	石材加工工業など
ヘアー阻集器	毛髪や不溶性物質を網目スクリーンで集める装置	毛 髪	理髪店、美容院、プール、公衆用浴場など
プラスタ阻集器	石膏、貴金属など不溶性物質を沈殿させ集める装置	金 属 ぐ ず 石 工 ぐ ず	歯科医、整形外科医など
ランドリー阻集器	糸くずなどをバスケット型スクリーンで集める装置	糸 ぐ ず 布 ぐ ず	クリーニング、コインランドリーなど

- ・クリーニングは機械や有機溶剤の種類によって異なります。
- ・阻集器で回収した残留物は産業廃棄物として適正に処理、処分してください。

# 排水設備工事の申し込みから完成まで

## 排水設備工事は、 鳴門市登録の『鳴門市下水道排水設備指定工事店』で

排水設備工事が不完全な場合、排水管が詰まったり、悪臭が発生する原因となります。このため、市では排水設備工事が適正に行われるよう「指定工事店」制度を設けています。排水設備工事をするときは、必ず市が指定した「指定工事店」へお申し込みください。





# 下水道普及促進対策助成制度

下水道の普及を促進するため、**下水道の供用開始の告示後**、一定期間内に排水設備工事を実施した方に対する助成制度があります。

## 1. 助成金交付の対象者(次のすべてに該当する方)

- ① **排水設備の設置義務者** であること。
- ② **供用開始の日から一定期間内に次のいずれかの工事を完了した者** であること。
  - ア. くみとりトイレを水洗トイレ(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る)に改造する工事(供用開始の告示日から**3年以内**)
  - イ. 既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事(供用開始の告示日から**1年以内**)
- ③排水設備等計画確認申請書とともに申請書を提出した者であること。
- ④排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認められたとき。

## 2. 助成金額

- ①基本の助成金

区 分	助成額(1ヶ所につき)
◎くみとりトイレを水洗トイレ(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る)に改造する工事 (供用開始の告示日から <b>3年以内</b> ) ◎既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事 (供用開始の告示日から <b>1年以内</b> )	6万円
◎既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事 (供用開始の日から <b>1年を超え3年以内</b> )	4万円

ただし、工事費が助成金に満たない場合は、1,000円未満を切り捨てたその金額とする。

- ②グループ申請制度

平成24年度より、複数の方がグループとなって下水道へ接続する場合に追加の助成金を交付するグループ申請制度が拡充されました。この制度により、助成金の金額は「基本の助成金」+「追加の助成金(グループ申請制度)」となります。金額は以下のとおりです。

○浄化槽→下水道へ接続の場合の助成金額一覧表

グループ 全体の工事件数	1年目	2~3年目	4~5年目	6年目以降
1件 (あなたのみ)	6万円	4万円	なし	なし
2~4件 のグループ	10万円	8万円	4万円	なし
5~7件 のグループ	15万円	10万円	4万円	なし
8件以上 のグループ	20万円	15万円	4万円	なし

○くみとりトイレ→下水道へ接続の場合の助成金額一覧表

グループ 全体の工事件数	1~3年目	4~5年目	6年目以降
1件 (あなたのみ)	6万円	なし	なし
2~4件 のグループ	10万円	4万円	なし
5~7件 のグループ	15万円	4万円	なし
8件以上 のグループ	20万円	4万円	なし

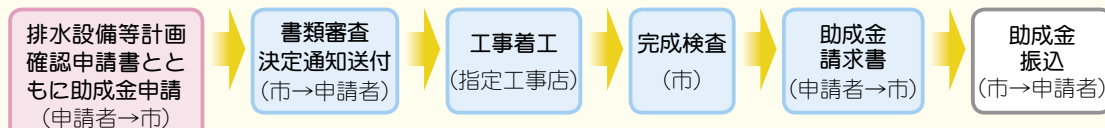
《基本条件》

- ・グループのメンバーが工事前に同時に申請書を提出すること(申請後のメンバー追加・変更は不可)
- ・助成金交付決定日から90日以内に全ての申請者が工事を完了し、市の行う検査が終わっていること

## 3. 申請方法

助成金を希望される方は、排水設備等計画確認申請書の申請をする際に、必要書類を添えて申し込んでください。

### ●申し込みから振り込みまで



排水設備工事の申請と同時に申請

# 浄化槽雨水貯留施設転用助成制度

下水道の供用開始の告示後、下水道を使用することによって不要となった浄化槽に雨水を貯め、散水など雑用水に活用される方に対し、雨水貯留施設への転用工事費の一部として上限4万円を助成する制度があります。

## 1. 助成金交付の対象者(次のすべてに該当する方)

- ①下水道供用開始区域内に居住又は建物を所有し、下水道の使用により不要となった浄化槽を自らが費用負担し、雨水貯留施設に転用される方  
(転用工事は、市が指定した指定工事店に限る)
- ②排水設備等計画確認申請書と併せて申請書を提出した者であること。
- ③排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認められたとき。
- ④供用開始の日から3年以内に工事を完了した者。

## 2. 助成金額

区 分	助 成 額
既設の浄化槽を雨水貯留施設に転用した工事	4万円

ただし、工事費が助成金に満たない場合は、1,000円未満を切り捨てたその金額とする。

## 3. 申請方法

助成金を希望される方は、排水設備等計画確認申請書を提出する際に、必要書類を添えて申し込んでください。

### 【雨水貯留施設のイメージ】



# 下水道使用料

## 1. 下水道使用料とは

下水道を利用するときに下水道使用料が必要となります。使用料は上水道の使用水量などを基準として算出します。

この使用料は、各家庭から浄化センターまで敷設された下水道管の維持管理費用や汚水を浄化、消毒し、きれいな水にしたうえで海に放流するための浄化センターの維持管理運営費などにあてられます。

## 2. 使用した水の量の認定方法

- ①水道水のみを使用している場合……水道使用水量(水道の検針メーターによる)
- ②水道水以外(井戸水など)の水を使用している場合…認定による水量(1人あたり8㎡/月)
- ③水道水と水道水以外(井戸水など)の水などを併用している場合…水道使用水量+認定による水量

### 参考例

- ①の場合……水道の検針メーターの数値を認定  
水道の検針メーターが「20㎡」であれば、下水道使用料も「20㎡」となります。
- ②の場合……一世帯1人につき8㎡/月の使用水量として認定  
一世帯に3人いれば、3人×8㎡/月=24㎡/月となります。
- ③の場合……水道の検針メーターの数値と、使用者と使用態様を勘案して認定した水量の合計となります。

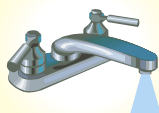
## 3. 下水道使用料金表

区 分	使用水量	使用料	
一般汚水	基本料金(1ヶ月につき) 480円		
	従量料金 (1㎡につき)	10㎡以下	160円
		10㎡超え20㎡以下	170円
		20㎡超え30㎡以下	180円
		30㎡超え50㎡以下	190円
		50㎡超えるもの	200円
公衆浴場汚水	基本料金(1ヶ月につき) 480円		
	1㎡につき	70円	

## 下水道使用料の計算例

1ヶ月に20m<sup>3</sup>使用した場合

基本料金	480円	①
従量料金	10m <sup>3</sup> 以下 10m <sup>3</sup> × 160円 = 1,600円	②
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下 10m <sup>3</sup> × 170円 = 1,700円	③
小計	(① + ② + ③) = 3,780円	④
	④ × 1.08(消費税) = 4,082円	
	(1ヶ月分の使用料)	



## 下水道使用料金早見表

< 1ヶ月分の使用料 >

使用水量	使用料(税込み)
10m <sup>3</sup>	2,246円
15m <sup>3</sup>	3,164円
20m <sup>3</sup>	4,082円
25m <sup>3</sup>	5,054円
30m <sup>3</sup>	6,026円



## 4. 下水道使用料の減免適用対象

- ① 天災その他の災害を受けたことにより使用料を納付することが困難な場合
- ② 漏水により使用した水道水量及び水道水以外の水の量が汚水排出量と異なる場合
- ③ 生活保護を受けている者である場合
- ④ 児童扶養手当を受給している者である場合
- ⑤ 70歳以上の者または障がい者(一定の条件があります)のみで構成する世帯で、かつ、当該世帯の年間収入額が一定額以下の世帯に属する場合

上記の①～⑤のいずれかに該当する場合、申請をすることにより、下水道使用料の減免が受けられます。

③～⑤の場合の減免水量 1人当たり…8m<sup>3</sup>

1ヶ月に20m<sup>3</sup> 2人世帯の場合

20m<sup>3</sup> - 16m<sup>3</sup> = 4m<sup>3</sup> ……下水道使用水量  
(8m<sup>3</sup> × 2人)

## 5. 下水道使用料の納付方法

下水道使用料は、水道料金とあわせて毎月納めていただくことになります。

納付の方法には「口座振替」と「納入通知書」がありますが、下水道課では、便利な口座振替制度を推進していますので、ぜひご利用ください。

# 下水道の正しい使い方

下水道ができたからといって、何でも流せるというものではありません。

下水道を使用する一人ひとりが注意して、大切に使いましょう。

## 台所では

野菜くずや残飯、天ぷら油の廃油などを **ぜったい** 流さないようにしましょう。

排水管を詰まらせたり、悪臭を発生させたり、浄化センターの機能を低下させたりします。



## ディスポーザーを使用する場合は

処理槽の付いているシステムディスポーザーのうち、**(社)日本下水道協会の設けた基準に基づく適合評価を受けたもののみ使用することができます。**

単体ディスポーザーは処理槽がなく、細かく砕いた生ゴミが、汚水と一緒に下水道管に排出され、悪臭の発生や下水道管のつまり、破損の原因になりますので、絶対に使用してはいけません。

## 排水口には

台所、浴室などの排水口には大きな物が流れ込まないように、必ず **目ざら** をつけましょう



## 洗濯には

洗剤を多量に使用すると汚水の処理の妨げになります。

洗剤は、**適量**を使うよう心掛けましょう。

**ベランダに洗濯機を置いている方へ**  
ベランダの排水口は、**一般的に雨水**を排水するところです。



洗濯機の排水パイプは、必ず汚水の排水管へつなげてください。



## 水洗トイレでは

紙おむつや生理用品、ティッシュペーパーなどのトイレトーパー以外のものは流さないようにしましょう。



故障の原因になります。紙おむつは汚物を流してからゴミに出しましょう。

## トイレが詰まった時は

簡単な詰まりなら、市販されている「ラバーカップ」で排水口の穴を全部ふさぐように押して、勢いよく手前に引きます。

それでも直らないときは、専門業者に連絡してください。



## ますやマンホールには

土砂や廃油などの廃棄物を捨てないように、またマンホールをむやみに開けないようにしましょう。



## 下水道には

ガソリン、シンナー、アルコール類、農薬などの危険物は流さないようにしましょう。

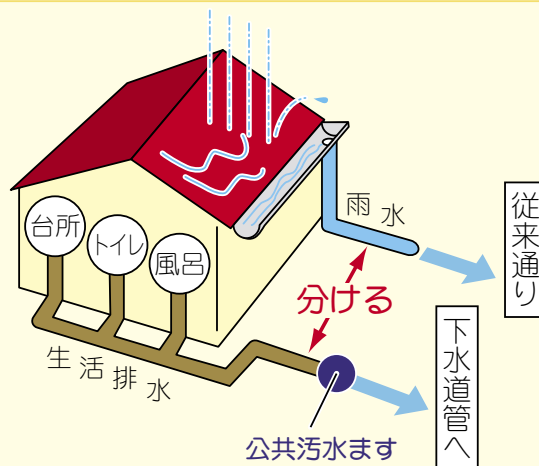
浄化センターの機能を低下させるばかりか、爆発等の危険を起こす原因となり大変危険です。



## 雨どいは

鳴門市の下水道は、雨水と汚水を別々に流す『分流式』下水道です。

雨どいなどの雨水は、絶対に公共汚水ます(●)につながないでください。



## 下水道 Q & A

**Q1** 下水道が使用できるようになれば、どのような費用が必要になりますか？

**A.** 必要となる費用は、3つあります。

1つめに受益者負担金(5～7ページ参照)、2つめに各家庭の排水管を公共汚水ますにつなぐ工事にかかる費用(8～11ページ参照)、そして3つめに下水道使用料金(14～15ページ参照)が必要になります。

**Q2** 下水道はいつから使えるのですか？

**A.** 市から下水道が使用できるようになる日(供用開始日)をお知らせします。下水道施設を利用するためには、各家庭で排水設備を設置する必要があります。

下水道が使用できるのは 供用開始日からです。(市からお知らせします。)

**Q3** 一つの土地を何人かで共有している場合は、誰が受益者となるのですか？

**A.** 共有している人全員が受益者となりますが、固定資産税の納税通知書を送付している方等に申請書を送付しますので、共有者の中から代表の方を決めていただき、申告していただきます。その代表の方に納付書を送付いたします。

**Q4** 負担金を支払っている期間中に受益者が変わった場合は？

**A.** 売買などによって受益者に変更があったときは、新旧所有者による受益者変更届を提出していただきます。届出の日までに納期が到来している分は変更前の受益者に納めていただき、次の納期分から新しい受益者に納めていただくこととなります。

**Q5** 下水道使用料の単価が一律でないのはなぜですか？

**A.** 大量の排水があると、それを受けられるだけの下水道管の太さや処理場

の能力が必要となり、設備投資や維持管理にお金がかかるようになってしまいます。排水量を抑制する意味でも、汚水を多く流せば流すほど使用料単価が高くなる累進制を採用しています。

### Q6 排水設備とはどういうものですか？

- A. 排水設備とは、家庭や事業所からの汚水を公共汚水ますに接続する『排水管』や『汚水ます』などのことをいいます。  
排水設備の設置および管理は個人の費用で行っていただきます。  
詳細については8ページをご覧ください。

### Q7 排水設備の工事は、だれがしてもいいのですか？

- A. 必ず市が指定した『指定工事店』に依頼をしてください。  
排水設備やトイレの水洗化工事は、一定の基準で正しく行わないと、排水管が詰まったり、臭いが建物内に侵入する問題が生じるほか、下水道の施設を損傷させることもあります。このため、専門的な知識を持つ排水設備工事責任技術者が専属し、かつ、鳴門市が指定した工事店でなければ工事を行うことはできません。  
工事の流れは11ページをご覧ください。

**排水設備工事は 市指定の『指定工事店』で**

### Q8 工事費はどのくらいになりますか？

- A. 各家庭の諸事情、排水管の長さなどで変わります。複数の指定工事店から見積をとるなどし、確認してください。

### Q9 排水設備工事の日数はどの位かかりますか？

- A. 工事日数は、通常2～4日程度ですが、各家庭の事情により異なりますので、詳しくは指定工事店に確認してください。

## Q10 現在ある「排水管」や「浄化槽」はどうするのですか？

- A. 既設の「排水管」などは、指定工事店が市の基準に適合しているか調査し、適合している場合はそのまま使えますが、適合していない場合は工事が必要になります。

また、し尿等の汚水は下水道管に直接流すようになりますので、現在ある「浄化槽」は不要になります。

不要になった「浄化槽」は、撤去することになりますが、散水や雑用水に利用するための『雨水貯留槽』として使用することもできます。

その場合は、浄化槽雨水貯留施設転用助成制度がありますので、詳しくは13ページをご覧ください。

## Q11 合併処理浄化槽を使用していれば、水をきれいにしているのだから接続は必要無いのでは？

- A. 合併処理浄化槽を使用していれば水はきれいになりますが、公共下水道供用開始区域においては、下水道法が適用されるため、遅滞なく下水道に接続していただく必要がありますのでご理解ください。

## 計画区域内で新築・増改築をされる方へ

鳴門市の下水道は、汚水と雨水を別々に流す『分流式』の下水道です。

下水道計画区域内で、新築・増改築などを行う方は、将来の負担を少なくするため、宅地内の配管を『**汚水系統**』と『**雨水系統**』に分けるようにしてください。

詳しくは、下水道課までお問い合わせください。



風呂、台所、トイレ等の排水



雨どいなどからの雨水



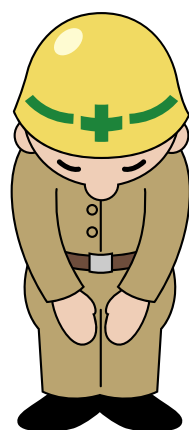
# 下水道の計画



鳴門市の下水道は、旧吉野川の周辺にある松茂町・北島町・藍住町・板野町・徳島市(川内町)と徳島県が一体となり下水道の整備を行う、流域下水道です。

鳴門市の上水道の取水先である、旧吉野川の流域一帯を整備することにより、安心できる水の確保と水環境の向上を図ります。

下水道工事を進めるにあたり、市民の皆様には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。







マンホールのふたのデザインは、市民のみなさまに親しまれる  
公共下水道のシンボルとして市民から募集したものです。

中央に鳴門の特産品であるタイとナシを配し、上部に大鳴門橋、  
下部に豪快なうず潮をデザインしたものです。

## お問い合わせ

### 鳴門市 下水道課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

電話 (088) 684 - 1170  
(088) 684 - 1173

FAX (088) 684 - 1343

E-mail [gesuido@city.naruto.lg.jp](mailto:gesuido@city.naruto.lg.jp)

2017年3月(再版)



このパンフレットは、再生紙を使用しております。